



子育てしてみたいまち
♡おおたけ♡
子育て支援情報①

児童手当とは？

問い合わせ 福祉課 ☎92148

市では、計画期間を5年間とする「大竹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市に住む子どもと子育て世帯に対する子育て支援を実施しています。このコーナーでは、現在行っている子育て支援のサービスや施設、団体などについて随時紹介していきます。

児童手当とは、中学校卒業まで（15歳に達した後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給される手当です。

支給額

子どもの年齢によって支給額が異なります。（表1）



【表1】支給額

年齢	支給額（月給）
0～3歳未満	一律 15,000円
3歳～小学生	(※) 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限限度額以上の所得がある場合	一律 5,000円

※ 第1子・第2子・第3子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもの中で何番目に当たるかを表します。

所得制限限度額

所得が一定額以上の場合、支給額は児童1人につき一律5千円となります。所得制限限度額は扶養親族などの人数によって異なります。（表2）

【表2】所得制限限度額

扶養親族などの数	所得額	収入額 (給与所得者の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

請求方法

出生や市への転入など、請求事由が発生した翌日から15日以内に必ず請求手続きを行ってください。請求がないと手当を受けられません。

支給月

年3回（2月・6月・10月）、各支給月の前月分までの4カ月分をまとめて支給します。

注意

児童手当は原則として、請求した月の翌月分から支給します。ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、請求日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。請求が遅れると、原則として、遅れた月分の手当を受けられなくなりしますので、ご注意ください。

請求に必要なもの

- 請求する方の印鑑
- 請求する方の健康保険証の写し
- 請求する方の名義の金融機関の通帳の写し
- 課税台帳記載事項証明書（他市町村から転入してきた方など）
- マイナンバー確認書類（通知カードなど）および本人確認書類（運転免許証など）

現況届

児童手当を受給している方には、毎年提出時期に案内の文書を送付しています。提出がないと、6月分以降の手当を受給できません。

※ 児童手当についての詳細は、福祉課にお問い合わせください。また、市ホームページ（子育て情報ページ）↓支援・サポート・その他の情報↓手当・助成・貸付）にも掲載しています。